



弁護士費用について

- ※料金表に記載のないものは(旧)弁護士報酬規程を参考にお見積りします。
- ※協議により、0.5~2倍の間で増減をすることがあります。
- ※以下の表は、令和5年4月1日から適用します。

相談料

初回相談料	60分 5,500円	60分以後、10分ごとに3,300円
2回目以降の相談料	10分ごとに3,300円	

基本型（経済的利益）

経済的利益の額	着手金および報酬金の目安	
金50万円以下の部分	15%	ただし、着手金の最低額は、訴訟330,000円、訴訟外業務110,000円を最低額とします。
金50万円を超え、金100万円以下の部分	12%	
金100万円を超え、金300万円以下の部分	10%	
金300万円を超え、金500万円以下の部分	8%	
金500万円を超え、金1000万円以下の部分	7%	
金1000万円を超え、金5000万円以下の部分	5%	
金5000万円を超え、金1億円以下の部分	4%	
金1億円を超え、金10億円以下の部分	3%	
金10億円を超える部分	2%	

経済的利益を基本としつつ、事案の難易・時間及び労力その他の事情を考慮して法律相談をお受けした後に算出された金額の50%~200%を目安にお見積りをします。

● 離婚

	着手金及び報酬の目安	備考
基本型	440,000円~	
財産分与・慰謝料など財産上の請求がある場合	基本型を元に応じた金額を加算。	
その他付随事件の申立て	事案に応じて別途お見積りします。	
離婚ワンパッケージ	550,000円~	離婚に伴い、財産分与・慰謝料等が発生するのが通例のため、それらを含めた形で着手金を設定し、別途報酬で調整します。

日当

調停期日 4 回まで	日当はいただきません。	
調停期日 5 回目以降	1 回あたり	33,000 円

● 公正証書遺言

公正証書遺言	定型的なもの	200,000 円～
	財産が多く複雑なもの	330,000 円～
	夫婦同時のように、ほぼ同一文面で複数人の遺言をする場合	2 人目からは上記金額の 2 分の 1 を加算

注) 弁護士が公正証書作成に立ち会い、証人となるサービス+作成された公正証書遺言を当事務所が保管するサービスを含みます。

● 相続放棄

1. 被相続人の死亡から 3 か月以内に相続放棄を行う場合

	55,000 円～
--	-----------

2. 被相続人の死亡後 3 か月以後に債務が発覚するなどして相続放棄を行う事例

	110,000 円～
--	------------

● 戸籍調査

調査手数料		55,000 円
戸籍取得手数料 1 通		2,200 円(実費込み)

● 成年後見・保佐・補助

申立手数料	330,000 円～	なし
-------	------------	----

注) 別途、医師による鑑定費用がかかる場合があります。

● 任意後見契約

公正証書作成	定型的なもの	110,000 円～
	非定型的なもの	330,000 円～
	任意後見人に就任する場合の報酬	月額 33,000 円～

● 財産管理契約

公正証書作成	財産管理人に就任する場合	110,000 円～
	財産管理人に就任しない場合	220,000 円～
契約中の報酬	日常生活の基本的事務	月額 11,000 円～
	賃貸不動産の管理など日常生活を超える財産管理がある場合	月額 33,000 円～
	訴訟など特別な業務がある場合	別途協議して決めます。

● 債務整理費用

	着手金	報酬
過払金返還請求	無料	報酬 20%+税 ※報酬金は、取り戻した金額の 20% (税別) です。裁判を提起した場合には、別途、弁護士費用がかかります。なお、残債務がある場合は、任意整理として受任することになります。
任意整理	55,000 円	1 社につき
破産		
個人の方	330,000 円～	

法人の代表者, 事業主の方	440,000 円～	管財事件となることが見込まれるものを含みます。
法人の破産	440,000 円～	会社規模, 経営状況, 債務状況等によって異なりますので, ご相談をお受けしてからお見積りをお出しします。
個人民事再生	550,000 円～	



KATAYAMA LAW OFFICE

片山法律事務所

完全予約制

TEL:083-249-6505

営業時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00